

奈良県営水道 官民連携手法導入優先的検討規程の概要

1. 策定の根拠

○多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針
(平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議決定)
「公共施設等を管理する国及び公共法人は、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。」

2. 策定の目的（規程第1条）

送水施設整備事業において、自ら整備を行う従来方式に優先して、官民連携手法導入の優先的検討を行うにあたり必要な手続を定める。

- ・新たな事業機会の創出、効率的かつ効果的な水道施設整備の実施
- ・受水市町村への安全な水道用水の安定的な供給を確保

3. 対象とする官民連携手法（規程第1条）

- DBM方式（設計Design－建設Build－維持管理Maintenance）
民間事業者が水道施設の設計、建設又は製造及び維持管理を担う手法
- DB方式（設計Design－建設Build）
民間事業者が水道施設の設計及び建設又は製造を担う手法

4. 優先的検討の開始時期（規程第2条）

- 新たに水道施設の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び水道施設の運営等の見直しを行う場合
- 以下の水道施設の整備等の方針を検討する場合
 - ・県域水道ビジョン（平成23年12月 奈良県）の改定時
 - ・奈良県営水道“ぷらん2019”（平成26年12月変更 奈良県水道局）の改定時
 - ・経営戦略の策定時又は改定時

5. 優先的検討の対象とする事業（規程第3条）

以下の①及び②に該当する水道施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- ①処理方式の変更や処理プロセスの追加等により運転管理方法の変更が伴う浄水場の更新事業、その他民間事業者の技術的能力を活用する効果が認められる水道施設整備事業
- ②事業費総額が10億円以上の水道施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る）

6. 検討結果の公表（規程第8条）

下図の導入プロセス④及び⑤の検討の結果、導入が不相当であると判断された事業については、必要な事項（導入しなかった理由、評価内容等）について、それぞれ定められた時期までにインターネット上で公表するものとする。

